

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第7期第5回美幌町自治推進委員会
開 催 日 時	令和8年8月25日(火) 16時00分 開会 16時39分 閉会
開 催 場 所	役場庁舎2階 第2会議室
出 席 者 氏 名	田村会長、西岡副会長、北守委員、泊り委員、斉藤委員、佐藤委員、 西田委員、村上委員、佐々木委員
欠 席 者 氏 名	林委員
事務局職員職氏名	那須総務部長、喜來政策推進課長、金子主査、遠藤主事補
議 題	1 町民参加の手法について 2 「町民」の定義について 3 条文の検証について 4 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	—
会 議 資 料 の 名 称	【資料1】町民参加の手法について 【資料2】「町民」の定義について 美幌町自治基本条例逐条解説(R6.3改訂)
会議録の作成方針	☒ 録音テープを使用した全部記録
	☐ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
田村会長	只今から、第 7 期美幌町自治推進委員会の第 5 回推進委員会を開催いたします。 この会議につきましては、「美幌町審議会等の会議の公開に関する条例」第 3 条の規定により公開されます。 ただし、美幌町情報公開条例に定める非公開情報ですとか、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合は会議の全部又は一部を公開しないことができます。 そして、会議終了後、速やかに会議録を作成することになりますが、会議録の公開につきましては、その写しと会議資料を町ホームページにも掲載いたしますのでご了承願います。 それでは、次第に沿って進めてまいります。 〈議題 1 町民参加の手法について〉 では、議題の一番「町民参加の手法について」事務局から説明をお願いいたします。
事務局（政策主査）	それでは私から、「議題（1）町民参加の手法について」ご説明いたします。座って説明させていただきます。 資料 1 をご覧ください。 こちらは前回の委員会にて、町民参加の手法について議論したものを、取りまとめ、必要な取組について整理した資料になっております。課題に対する解決策を、4 つの実施目的に分類いたしまして、目的達成に資する取組として整理をしています。 記載のうち、下線が引かれているものが前回の議論の中でご意見があったものを反映した点でございます。①「周知方法の充実」では、庁内でのデジタルサイネージ設置による周知につきまして、「待っている間に見ることができる場所」に設置することで、より来庁された方に見ただけのご意見があったことから追加しております。また、パブコメ実施の際にはその計画や施策の関係団体・企業へ周知依頼することも追加しております。 次に②「内容のわかりやすさの向上」でございますが、計画等の内容をわかりやすくまとめる概要版を作成することに加え、その内容は求める意見を明確化する観点を取り入れることを追加しております。 次に③参加のハードルを下げる工夫でございますが、匿名での提出が可能なアンケート調査に関しまして、パブコメ実施の際に併用する手法や計画の素案ができる前段階での実施を行うなど、必要性や段階に応じた実施を選択肢に入れることを追加しています。 ④の参加機会の拡大でございますが、広く町民が参加できる町民説明会を必要に応じて開催するほか、まち育出前講座のように、自治会など希望団体に対し説明する機会を設けることを追加しております。

	これらの取組を行うことを条文にも反映させ、より実効性の高い条例とするため事務局にて見直しの案を整理いたしました。 こちらが次のページになります。 これまで、町民参加ということで町民には町政に参加する役割がある一方、行政にもですね、町民参加を促進する責務があるということが逐条解説内の条例第32条行政の責務の中で記載がされているところであります。 この行政の責務につきまして、先ほど整理した手法であります、町民説明会など町民に対して説明する機会を設けることを明確にするために、資料のとおり条文の改正案を作成しております。 こちらの改正案なんですけれども、第32条の第2項につきまして、現状では、「行政は、広く町民の意思を反映した行政運営を行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。」となっております。 こちらの方に、行政が積極的に意見聴取すること、説明会を含めた情報発信による町民参加の機会拡大に努めることを明確化するためにこの条例を2つに分けて、2項「行政は、町民の意見を積極的に把握し、行政運営に適切に反映します。」3項「行政は、町民への説明の機会等情報の共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。」という形で、具体的な文言に整理をしました。この趣旨に伴って、逐条解説についても朱書きのとおり整理しております。 なお、これらの文言は、現状ではまだ法制的な観点などの精査を行う前の段階でございますので、趣旨としての記載というような内容になってございますので、ご承知をお願いします。 次のページをお開き願います。 行政の責務の方の制定のほかにはですね、こちらの自治基本条例には、第14条に町民参加の手法について定めがあります。こちらの手法につきましても、改正の事務局案を整理してございます。 まず該当条文ですけれども、(1) 審議会等の開催 (2) 意見交換会の開催 (3) 意見公募（パブリックコメント）手続きの実施 (4) アンケート調査の実施 (5) その他適切な方法これらのいずれか又は複数の方法により町民参加を求めることとしております。 事務局案といたしましては、こちらの条文改正は行わず、逐条解説にて解釈や考え方の整理をすることで手法の整理を行おうと考えております。現行の逐条解説は第1項の審議会等の会議の開催、すなわち本会議のことについてのみが記載されておりますが、2項以降の各手法につきましても、今回整理した実施手法に基づきまして、解釈や考えた方につきまして新たに朱書きのとおり追加しております。 このように事務局案では、手法の整理を行い、行政の責務を条文の改正により明確化したうえで、町民参加の手法については逐条解説による考え方の整理を行う内容でございます。委員のみなさまからは、町民参加に係るさらなる手法や条例改正、逐条解説の整理などにつきましてご意見やご質問をいただきたいと考えております。 以上、「議題（1）町民参加」につきましてご説明いたしました。よろしく願い
--	---

	いたします。 事務局（政策課長） 2 ページ目の方ですね、町民参加について事務局案ということで、該当の条文、まあ条例の文書ですので、なかなか、なじみなくわかりづらい部分もあるかと思えますので、現行の第 32 条として、条文は第 1 項、第 2 項、第 3 項というふうに呼ぶんですけれども、第 2 項のところを二つに今分けるという説明をさせていただきました。 なぜそうするかといいますと、第 2 項のところでは、行政として皆様方の意見を聞くということを記載し、次の新たに付ける第 3 項につきましては、行政から町民には説明をさせていただいて、その中の共有で町民参加と連携と協力を促すというようなイメージであります。 一つにしてしまうと、ご説明がごちゃごちゃになってしまう部分もありますので、このように二つに分けてですね、改正につきましては、自治基本条例制定以降、初めての改正というふうになりますけれども、そういったところは積極的に行政側が市民の皆様にご説明をする機会を設けるというメッセージを設けるためにもですね、ここに二つに分けさせていただいたということになっております。 非常に分かりづらく申し訳ありませんが、そういう意味で事務局として整備をさせていただきました。以上でございます。
田村会長	はい、ありがとうございます。 事務局から説明がありましたが、何かご質問やご意見はありませんでしょうか。
事務局（政策課長）	条文につきましては、ちょっとこう、固いのですけれども、逐条解説の方では、解説になりますので、他のところからでももちろん結構ですけれども、読んでいただいて、ちょっと分かりづらいなとかでも構いません、この意味は一体どういう意味とかであれば、もしくはわかりやすい表現とかに変えたりもできるのかなというふうに思っておりますので、どうでしょうか。
田村会長	では、ちょっと分けて質問していこうかと思います。 まず、資料 1 枚目の町民参加の促進に資する取組案ということで、1 から 4 番までありますが、いかがでしょうか。 私としては、前回の議論を反映していただいて、とてもわかりやすい内容にまとまっているかなという印象があります。 サイネージの掲示やアンケートのこと、インセンティブを検討して、アンケートの回答を促進できないかとか、そういった実際に出たんですね。 概要版の内容もしっかりとわかりやすく、明確化して出さなくてはいけないよねというような、そういった前回の議論内容がまさに反映されているかなというふうな印象でありますけれども、どうでしょうか。 特にはないですかね。
一同	（なし）
田村会長	では、条文と逐条解説の見直しについては、いかがでしょうか。

	そもそも話しになる部分もありますけど、自治基本条例は、条例として改正をする際には、町長が答申して、議会が承認をしてという流れだと思うんですけど、逐条解説も同じような重みで、町長からの答申があって議会で承認をすることによって逐条解説も改正されるという流れなのでしょうか。
事務局（政策課長）	自治基本条例逐条解説につきましては、当然、議会側にも説明いたしますけれども、議決までということの必要はないというふうに認識しております。
田村会長	では、やっぱり重みが違うということですね。分かりました。 まず、32 条の条文の改正と、逐条解説の改正内容についてはいかがでしょうか。
村上委員	基本的な質問なんですけれども、大まかなことというのは変わっていないくて、より具体的にした改正だと思えますけれども、これを変えることによって何が変わるんですか、行政としての動きがしやすくなるとか、そういったことを変えたことによって何が変わるのか。
事務局（政策課長）	まず、私が考えるのは、条文というのは、やるべきこととか、この条例に関しては町民のやることも入っていますけれども、行政の責務というところなので、そこは分かりづらい部分を明確化することによって、職員側も、こういうふうに明記されているよね、やるよねというところをきちんと根拠をもって行動できるというところは、私の方で改正する内容的には意味はあるかなというふうに思っております。
事務局（総務部長）	ちょっと補足しますと、実は今までもやっている当たり前のことを、例えば、ごみ処分所、焼却施設を美幌町に持ってきますとか、学校を統合して一つにしますとか、それぞれ町民説明会っていうのは、実はやっているわけなんですネ。 今まで自治基本条例だけ見ると、パブリックコメントという、決まったことは義務付けているんですけども、こっちから積極的に町民に対して説明会を開催するだとかという部分が今回抜けているというのがあったので、今までもやっているんですけども、それをあえてここに入れることによって、例えば、町民の生活に大きく影響があるような施設の建設だとか、そういうものについては、こちらから説明をするということ、あえてここで明文化するということで、当然今までもやっているんですけども、あえてそういうことをここで位置づけたいというふうに思います。
村上委員	ないとは思いますが、いまこれを一つやりましょと、何かものごとがやってきた時に、明文化されてなかったものが、ちょっと抜ける可能性があったけど、いわばそこに載せることによって、じゃあこれと、これとこれをやりましょというのを追っていけるようになったというか。
事務局（総務部長）	職員は常にこれを意識して、これは町民説明会はやった方がいいんじゃないのか、とかっていうようなことが、当たり前になっていくのかなというふうに思っています。
村上委員	ありがとうございます。

田村会長	他はいかがでしょうか。
一同	(なし)
田村会長	はい。32 条の部分については、大丈夫かと思います。 では、続きまして、14 条の部分ですね。こちらは、条文については、改正は行わず、逐条解説の見直しということでございます。 こちらについても、今まで逐条解説上で記載のなかった、2 号から 4 号までの意見交換会、パブリックコメント、アンケート調査について、逐条解説で明文化されて解説がついたということになりますが、これについては何か、ご質問、ご意見はないでしょうか。
斉藤委員	基本的なことで申し訳ないんですけど、今携帯で調べればわかるんですけど、逐条解説という言葉が本来どのような意味なのかを説明していただければ。
事務局（政策課長）	それぞれ、例えば、第 14 条が書いていますけれども、行政はから始まり審議会等の開催と書いていますけれども、審査会等とは何？と疑問になったときに、ここにご説明文を書く。例えば、今回記載しました意見交換会の開催について、意見交換会と言われてもそれは何だいと言ったら、言葉としましては、ここに書いてあるとおりですけれども、町の施策等に関して、町民や行政が対話を通じて意見を交わす場という説明文というようなイメージです。 なので、先ほどお願いしたのは、その中で我々は分かるかなと思って入っている言葉が、そもそも分からないということであれば、やっぱりそこは分かりやすい言葉に置き換えるとかして皆様にご理解いただくようなもの、逐条解説というのが、皆様のご理解を助けるものというふうなイメージで、私どもは思います。
田村会長	ご意見・ご質問はいかがでしょうか。 どこまで書くかという部分はあるかと思うんですけども、長くやっぱり残るものとしては、当然条文は、先の話の通り改正するには議会の承認が必要で、逐条解説もそれにくっついて長く残って、何年後か見直したときにもセットで見てくるのかなと思うんですけども、それ以外の部分っていうのはなかなか一緒に残っていかないのかなと思うんですね。 そういうふうに言うと前回、議論したデジタルサイネージの案内手法だったりとか、関係者に協力求めるとかアンケートやパブコメの前段階とかタイミングを見て行うとか、そういった細かい部分をどこまで乗せるのかというのはなかなか難しいところがあると思うんですけども、もう少し逐条解説の中に反映されるといいのかなという部分がちょっと思ったりもしました。 ただ、あまり細かく書きすぎてそれに変に縛られるのもちょっと良くないのかなと思うんですけども、書き方とかというのは非常に難しい部分はあるかと思うんですけども、せっかく前回いろいろ意見が出た中で例えば、第 3 号関係の意見公手続きの実施に当たってはということで、概要版作成するというのは、前回の議論を反映していただいたと思うんですけども、その周知方法についてだったりとか、その

	辺りがちょっと触れられていなかったりもするので、あんまり長くなりすぎるのもどうか なと思ったりもするんですけども。
事務局（政策課長）	例えば、関係団体の協力を求めるとかそういったところも、確かに文言としてあ っていいのかなと思います。
田村会長	必要に応じてとか、検討するとか、そういった枕詞をつければ、入れることもでき るのかなというようなことを、ちょっと思ったりしております。
事務局（政策課長）	承知しました。もうちょっと、くみ取れるもの、入れるもの等何か検討して、再度 作り直します。
田村会長	他はよろしいでしょうか。
一同	（なし）
田村会長	では、次の議題を移りたいと思います。 〈議題 2 「町民」の定義について〉 続いて、議題の二番「「町民」の定義について」を事務局から説明をお願いします。 す。
事務局（政策主査）	では、「議題（2）「町民」の定義について」ご説明をさせていただきます。 こちらの内容につきましても、前回の第 4 回委員会の協議事項でございます。 現在の条例上の町民の定義は、「町内に住所を有する人」・「町内で働く人/学 ぶ人/事業活動等を営む人」であります。二地域居住者などの関係人口の定 義づけについて議論を行い、いただいたご意見の内容としては、主に資料右の次の 4 点でありました。 1 点目でございますが、定義拡大への懸念として、関係人口を町民として定義 づけした際に、権利の悪用や行政の対応義務が発生するなどの懸念などから、定 義の現状維持が望ましいとのご意見を多くの方からいただきました。 2 点目の「人口・関係人口拡大が優先」について、まずは、ふるさと納税などで 「町のファン」を増やす取り組みを進め、その中から移住してもらうための取組が重 要で定義の議論はもう少し先でもよいのではないかとご意見をいただきました。 3 点目の「現行制度の周知不足」につきましては、そもそも現状の定義におい ても、町内で働く人など町内に住所を有していない方も対象となっていることにつ いて、知らなかったとの意見があり、対象者本人が認識していない可能性があること から、その周知が課題として挙げられました。 4 点目の「調査範囲の検討」につきましては、WEB アンケートなどは、定義に関 わらず広く意見聴取してもいいのではないかとご意見をいただき、調査範囲 の精査も課題として挙げられてところです。 これらのご意見を踏まえて、事務局案としまして、関係人口の定義については、

	今回改正を行うのではなく、今後の社会情勢の変化に応じて継続した検討が必要であると考え、逐条解説において考え方を追記することとして整理しました。 具体的には、資料下段の朱書き部分でございますが、町民の定義の逐条解説の最後に「また、社会情勢の変化に伴い、就労形態の変化や二地域居住など、地域とのかかわり方が多様化しつつあることから、将来的な変化に応じて、見直しの検討を行う必要があります。」と追記する内容となっております。 こちらは、自治基本条例逐条解説の 5 ページの第 2 条の【解説・考え方】の部分のお話をさせていただいております。 こちらの内容ですね、委員の皆様には、改めて定義に関する更なるご意見ですとか、こちらの逐条解説の追記内容につきまして、ご意見ご質問をいただきたいと考えております。 以上、「議題（２）「町民」の定義について」をご説明させていただきました。よろしく願いいたします。
田村会長	はい、ありがとうございます。 今の「町民」の定義についての部分、何かご質問やご意見はないでしょうか？
佐藤委員	「町民」ってなっているんですけど、何歳以上とかっていうのはあるんでしょうか。
事務局（政策主査）	年齢はですね、こちらの定義自体の「町民」とは関係はないんですけど、例えば、この逐条解説の中で住民投票という枠がありまして、そちらの方では、住民投票の対象の方と改めて年齢の制限だとかというのが定義をされておりますが、自治基本条例内の第 2 条のですね、「町民」の定義に関しましては、年齢は問わないという形になっております。
佐藤委員	話せる子だったら子どもからでも大丈夫だということでしょうか。
事務局（政策主査）	ただ、それぞれのセクションに応じて、先ほどの例に挙げた住民投票だったりという形で年齢制限を区切っているものもあります。
田村会長	私としては、「町民」の定義というのは、前回の協議のときに話したように、あまり今と変える必要はないのかなというふうに思っているところで、美幌町としては別にそこは前向きに変えたいという意向ではないという話だったかなと記憶しているんですけども、この逐条解説にあえて追記するというと、何かこう意図的にはニュアンスとしては、変えていきたい、町民を広くもっと捉えたい方向で持っているけれども、まだちょっと機が熟していないから、今回はちょっとこのぐらいにとどめておきますみたいなニュアンスを感じるんですよね。そういうニュアンスというのではないんでしょうか。
事務局（政策課長）	ふるさと住民登録制度、前回、名称だけお伝えしましたけれども、そこについても、これから総務省の方で発表とか、細かくされます。それについてはですね、また皆様方に来年度以降の会議の中でご説明をした上で、そういったところでまた議論が始まるかもしれないので、そういったことを残しておく。 一切残さないと、何もしないわけではないんですけども、逐条解説に入れると

	いうことはですね、意識してそれを次の改正に向けて検討する。 ただ、その「町民」という定義に入れなくても、また新たな定義を作るですとか、そういったところの前向きな考え方というのは必要かなというふうに思っております。人口が減っていく中で、関係人口を皆さんご協力いただけるところはいただきたいというようなところも当然ありますので、そういった意味で、会長のおっしゃる通り、今後に向けての意図でここに載せていったほうが、皆さんでもわかりやすいのかなというふうに考えております。
田村会長	そうですね。言葉だけのあれになっちゃうんですけど、関係人口という言葉があるので、あえて新しい言葉とか定義を作る必要って存在あるのかなとか思ったりもしています。もう「町民」は「町民」、「関係人口」は「関係人口」。関係人口も大事なものとして、いろんな意見を聞いたりしていくっていうのでいいのかなという気もしたりもするんですけど。
事務局（政策課長）	そうですね。おっしゃるとおり、そういった意見をですね、行政としてもお聞きしたいというところもありますので、そういった意味でございます。
田村会長	はい、わかりました。 この部分について他はよろしいでしょうか。
一同	（なし） 〈議題 3 条文の検証について〉
田村会長	では、続いて議題の三番「条文の検証について」を事務局から説明をお願いします。
事務局（政策主査）	それでは、「議題（3）条文の検証について」でございますが、こちらは、逐条解説の方を見ながら検証を行っていただければと思います。まず、逐条解説の 2 ページ目に条例全体の構造というような形で書いてございます。 こちらの条文の構成で自治基本条例が作られているというような内容になってございますが、これからこの構造に合わせて、ご質問やご意見などをいただければと考えてございます。 まず、「前文と第 1 章」、「第 2 章から第 4 章」、「第 5 章から第 9 章」、「第 10 章から第 12 章」に分けてそれぞれ簡単に説明をさせていただいたのちに、条例の内容につきまして、ご意見をいただきたいと考えております。 こちらの今見てパッと出るものではないかなというふうに思っておりますので、これまで開催させていただいた委員会の中でも、こちら御目通しいただいていた部分があるかと思っておりますので、疑問に思っていた点ですとか、あとちょっと話を聞いてみてこれ聞いてみたいわというような、何でも構いませんので、ご意見を頂戴できればというふうに考えております 以上、説明いたしました。よろしくお願いいたします。

田村会長	ありがとうございます。今のご説明について、何かご質問ありますでしょうか。
一同	(なし)
田村会長	では、中身に入っていきたいと思います。 それでは、前文から第一章までについて、事務局から説明をお願いします。
事務局（政策主査）	前文及び第 1 章についてご説明いたします。 前文につきましては、本自治基本条例の策定の背景や趣旨を明らかにするものでございます。 第 1 章につきましては、総則で先ほどの議題 2 で議論をさせていただいた、町民の定義を含む用語の定義や基本的な理念、原則などを第 1 条から 4 条にて定めております。 以上、説明いたしました。よろしくお願いいたします。
田村会長	何かご質問やご意見はありませんでしょうか。
一同	(なし)
田村会長	では、次に第 2 章から第 4 章までについて事務局から説明をお願いします。
事務局（政策主査）	まず、第 2 章につきましては情報共有に関する条文となっております、議会や行政は町政の情報共有を町民へ行うこと、町民への説明責任、情報の取り扱いなどに関する事項について第 5 条から 11 条にて定めております。 第 3 章は町民参加に関する条文で、議題 1 で議論いたしました町民参加の手法のほか、町民参加の基本事項や対象となるもの、提出された意見の取り扱いなどについて第 12 条から 16 条にて定めております。 第 4 章は住民投票に関する事項について、第 17 条と 18 条にて定めております。なお、住民投票については、詳細を別途「美幌町住民投票条例」などで定めております。 以上説明いたしました。よろしくお願いいたします。
田村会長	何かご質問、ご意見ありませんか。
一同	(なし)
田村会長	では次に、第 5 章から第 9 章までについて、説明をお願いします。
事務局（政策主査）	第 5 章から第 9 章についてご説明いたします。 第 5 章では、前回会議で少し議論させていただきました、町民の権利や役割などについて第 19 条から 21 条にて定めています。 第 6 章につきましては、自治会などのコミュニティの役割などを、第 22 条から 26 条にて定めており、第 7 章は町議会に関する事項を定めております。この第 7 章

	については、現在町議会と協議中であることから、次回の委員会にて改めてご説明をさせていただく予定です。 第 8 章については、議題（１）で議論しました行政の責務のほか、町長や町職員の責務についてなどを第 32 条から 35 条にて定めています。 第 9 章は、総合計画や財政運営、行政改革や危機管理など行政運営についてなどを、第 36 条から第 43 条にて定めております。 以上、説明いたしました。よろしくお願いいたします。
田村会長	何かご質問ご意見ありませんか。
一同	（なし）
田村会長	では、次に 10 章から 12 章までご説明をお願いします。
事務局（政策主査）	第 10 章は国や北海道他市町村など、様々な団体や分野との連携についてなどを第 44 条から第 47 条にて定めています。 第 11 章は本条例の見直しに関する考え方と本推進委員会の設置目的などをそれぞれ第 48 条と 49 条にて定めており、最後の第 12 章第 50 条では、自治基本条例は美幌町の自治の最高規範であることを定めております。 以上、説明いたしました。よろしくお願いいたします。
田村会長	それではこの条例の部分につきまして、あらためてご質問・ご意見ないでしょうか。
一同	（なし）
田村会長	では議題の最後に移りたいと思います。
	〈議題 4 その他〉
事務局（政策主査）	議題の四番「その他」について、事務局は何かございますか。 それでは、次回の開催についてご案内させていただければと思います。 第 6 回委員会は、先日書面にてご案内をさせていただきましたとおり、9 月 16 日（水）16 時から開催を予定しております。お忙しい中大変恐縮ですが、ご出席のほどよろしくお願いいたします。 また、その次の第 7 回は 10 月の上旬、第 8 回に関しても 10 月中の開催を予定しております。開催日に関しては早めにみなさまにご案内できるよう準備いたしますのでよろしくお願いいたします。
田村会長	はい、ありがとうございます。次回は、答申内容の協議についてということで、また、逐条解説を持ってくるようなかたちになりますかね。
事務局（政策主査）	そうですね、逐条解説をお持ちいただければありがたいです。

田村会長	はい、わかりました。では、委員のみなさんから最後、何かあればというところですが、なければこれで本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。 終了
-------------	---